

平成26年1月から 愛知県の**県税還付業務体制**が変わります！！

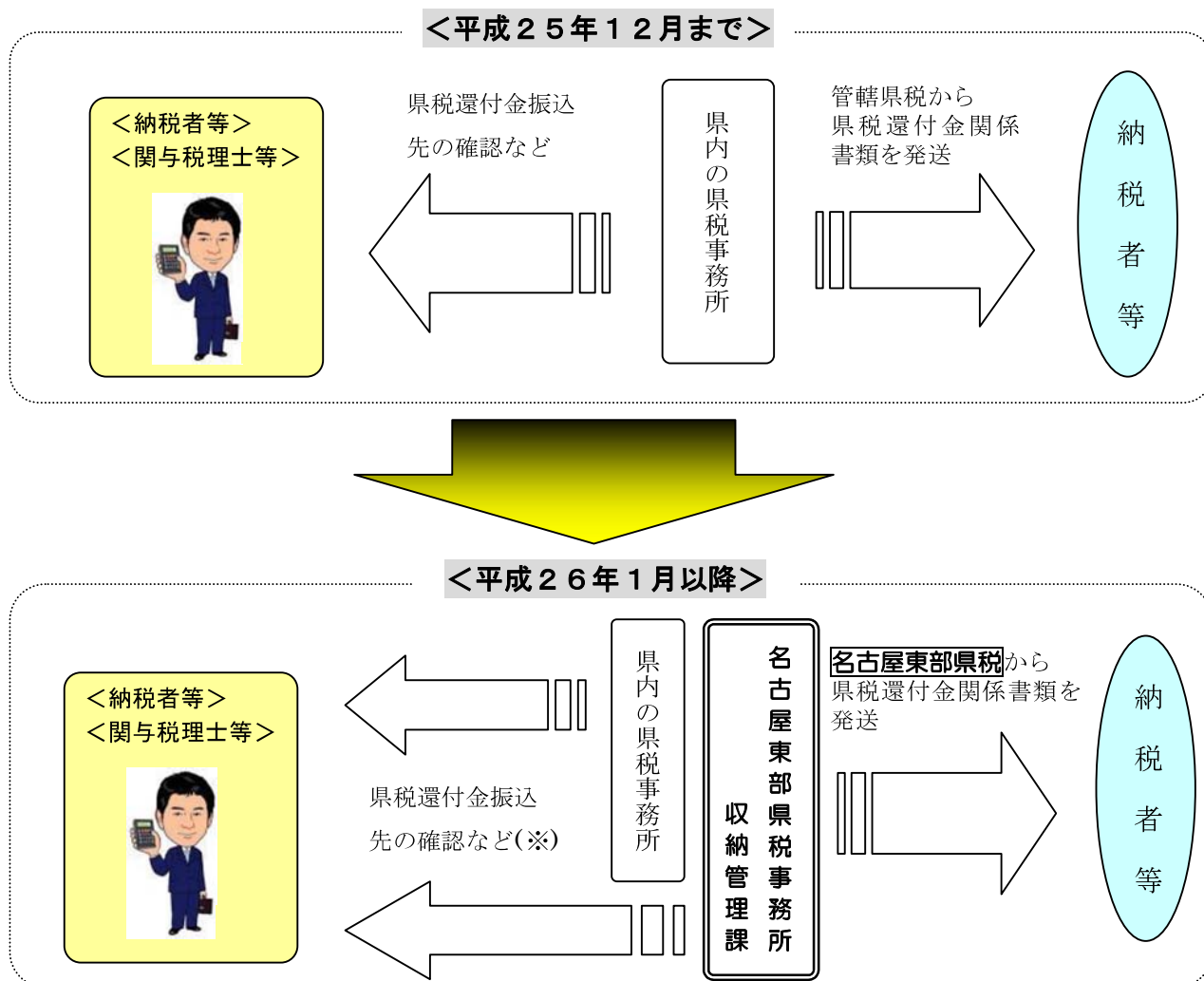
日頃から本県の税務行政に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県では、現在、県内10か所の県税事務所で行っております**県税還付業務(※)**について、**平成26年1月1日**から**名古屋東部県税事務所に集約**します。

※県税還付金関係書類の発送業務、還付譲渡の受付審査業務など

つきましては、平成26年1月以降の県税還付金についてのお問い合わせは、名古屋東部県税事務所までお願い申し上げます。

なお、変更となる**業務体制**は次のとおりです。



※ 県税還付金の振込先を確認させていただく場合に、管轄の県税事務所だけでなく名古屋東部県税事務所からも行うことがあります。

【お問い合わせ先（平成26年1月6日以降）】

〒460-8483 名古屋市中区新栄町2-9（スカイオアシス栄内）

名古屋東部県税事務所収納管理課 電話番号 052-953-7799

Q&A

これら以外の質問は下記のお問い合わせ先をお願いします。

Q1 県税還付金に関する問い合わせは、全て名古屋東部県税事務所でしょうか？

A1 はい。平成26年1月以降、愛知県の県税還付金に関する問い合わせ先は、名古屋東部県税事務所に集約します。ただし、平成25年12月末までに納税者へお送りした送金支払通知書の問い合わせは、送金支払通知書に記載してある管轄の県税事務所総務課をお願いします。

Q2 県税事務所から、還付金の振込先に関する問い合わせの電話連絡をすることがあるのですか？

A2 はい。確認のために県税事務所からも電話連絡をすることがありますが、還付金詐欺にはご注意ください。還付金を納税者（法人も含む）の金融機関口座に振込みした際、口座名義の相違などで、振込不可となることがあります。この場合は納税者又は関与税理士あてにその内容の確認の連絡をすることがあります。なお、還付金の振込先に関する問い合わせを行う場合は、県税事務所名及び担当者名をお伝えした後、当方で確認できている情報を基にその内容をご本人に確認します。金品の振込み等を依頼することは絶対にありません。

Q3 県税還付業務は名古屋東部県税事務所へ集約されますが、納税証明書（県税について未納の税額のないこと用、税額証明など）の発行も集約されるのですか？

A3 納税証明書の発行は、これまでどおり県内の県税事務所で行います。ただし、発行窓口がこれまでの総務課（管理担当）に代わり徴収課で業務を行いますので、ご協力をお願いします。

【お問い合わせ先（平成25年12月まで） 管轄県税事務所】

名称	所在地	電話番号	管轄区域
名古屋東部県税事務所	〒460-8483 名古屋市中区新栄町 2-9(スカイオアシス栄内)	052-953-7799	名古屋市千種区・東区・中区・名東区
名古屋北部県税事務所	〒451-8555 名古屋市西区城西 1-9-2	052-531-6302	名古屋市北区・西区・守山区、清須市、北名古屋市、西春日井郡
名古屋西部県税事務所	〒454-8503 名古屋市中川区中郷 1-3	052-362-3212	名古屋市中村区・中川区・港区
名古屋南部県税事務所	〒456-8558 名古屋市熱田区森後町 8-22	052-682-8921	名古屋市昭和区・瑞穂区・熱田区・南区・緑区・天白区、豊明市、日進市、長久手市、愛知郡
東尾張県税事務所	〒486-8515 春日井市鳥居松町 3-65	0568-81-3141	瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、尾張旭市、岩倉市、丹羽郡
西尾張県税事務所	〒491-8506 一宮市新生 2-21-12	0586-45-3167	一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡
知多県税事務所	〒475-8505 半田市出口町 1-36(知多総合庁舎内)	0569-89-8172	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡
西三河県税事務所	〒444-8503 岡崎市明大寺本町 1-4(西三河総合庁舎内)	0564-27-2709	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、額田郡
豊田加茂県税事務所	〒471-8537 豊田市元城町 4-45(豊田加茂総合庁舎内)	0565-32-7480	豊田市、みよし市
東三河県税事務所	〒440-8528 豊橋市八町通 5-4(東三河県庁(東三河総合庁舎))	0532-35-6121	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡
総務部 税務課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6047 052-954-6050	—